平成２８年（フ）第２３６号
新潟県五泉市駅前１丁目８番22号　五泉ロイヤルマンション303号室、前住所新潟県五泉市今泉221番地１
債務者　吉田マツノ
１　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４７号
新潟市東区大山２丁目10番35号
債務者　渡邉　安夫
１　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０９号
富山市湊入船町４番２－302号　県営住宅２－302号
債務者　大田　　孝
１　決定年月日時　平成28年８月10日午前11時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９５号
金沢市上荒屋６丁目447番地　グリーンマンション501号
債務者　姫野　外善
１　決定年月日時　平成28年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５号
石川県小松市丸内町長土堤１番地12　アルゼール丸内207、従前の住所石川県小松市矢田野町ハ20番地１
債務者　堂坂　英輝
１　決定年月日時　平成28年８月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第６６号
石川県加賀市山中温泉こおろぎ町イ57番地９、従前の住所石川県加賀市山中温泉湯の本町ラ１番地２
債務者　佐藤利恵子
１　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１６６号
福井県鯖江市糺町第40号36番地
債務者　中村　昌美
１　決定年月日時　平成28年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
福井市下荒生田町第25号１番地15
債務者　小林　陽子（旧姓堀田）
１　決定年月日時　平成28年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８１号
長野市大字富竹３番地16　千曲グリーンハイツ102号室
債務者　小林かおり
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９９号
長野市大字三輪1239番地２　柳町団地１号棟0703号
債務者　尾嶋すみ江
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
長野県北安曇郡松川村7033番地43　村営住宅１－305
債務者　山口みゆき
１　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１２５号
長野県安曇野市豊科4750－１　むつみ荘８号、住民票上の住所長野県松本市会田680番地
債務者　ヤマザキ　ロウエナ　ラグマン（ＹＡＭＡＺＡＫＩ　ＲＯＷＥＮＡ　ＬＡＧＭＡＮ）
１　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５４号
岐阜県美濃加茂市森山町４丁目１番５号　若宮レジデンス１－Ｃ
債務者　播磨　弘和
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第２１号
静岡県下田市河内644番地の１
債務者　西田　綾子
１　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
　　静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第９２６号
札幌市北区新琴似６条５丁目７番13号　ケントハウス２号
債務者　小森美智子（旧姓盛岡）
１　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１５１号
北海道北広島市朝日町１丁目４番地８　イーストホープ203号
債務者　熊本　正俊
１　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部